

指定特定相談支援事業者各位

川越市長 川合 善明

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本来行うべき便宜の提供ができない場合における計画相談支援に係る本市の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、下記のとおりとするので通知します。

なお、この取扱いは、令和2年2月25日から同年3月31日までの間に実施するものについて適用、期間の延長がある場合は別途通知します。

記

1 サービス担当者会議について

本来、福祉サービス等の担当者を招集して行うべきものであるが、感染拡大防止の観点からこれにより難しい場合は、各担当者への電話、文書等の照会等により行ったとしても、計画相談支援給付費の支給対象とする。

2 サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について

本来、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接して行うべきものであるが、感染拡大防止の観点からこれにより難しい場合は、電話等により本人又は家族へ確認することにより行ったとしても、計画相談支援給付費の支給対象とする。この場合には、その理由及び確認した内容を適切に記録しておくこと。

3 その他

上記の取扱いのほか、不明な点については、あらかじめ下記担当に確認した上で行うこと。

■川越市福祉部障害者福祉課

TEL 049-224-5785 FAX 049-225-3033

福祉サービス担当（障害福祉サービスの支給決定に関すること）

障害給付担当（計画相談支援給付費の請求に関すること）

計画担当（特定相談支援事業所の指定に関すること）

■川越市こども未来部療育支援課

TEL 049-224-6247 FAX 049-225-3033

療育支援担当（障害児相談支援給付費の請求に関すること）